

## 国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度、産前産後期間の国民健康保険料軽減

### <保険料免除制度>

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

### <保険料納付猶予制度>

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

### メリット

免除の割合に応じて一定の年金額が保障され、例えば、全額免除の期間は、保険料を納めてなくても、年金額の2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

また、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。なお、納付猶予は、年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

### ●退職（失業等）により納付が困難な場合の特例免除

対象となる者	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）した方 ※退職（失業等）をされた方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除等申請ができる期間 ・過去期間・・・申請書が受理された月から2年1か月前 ・将来期間・・・翌年6月分まで

### ●産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。  
※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。
- すでに免除手続きや納付をしていますが届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。保険料を納付されている場合は後日返金されます。

### ●手続き

- 申請書による申請は、「国民年金保険料・免除猶予申請書」に必要事項を記入し、お住まいの市（区）役所の国民年金担当窓口かお近くの年金事務所にすみやかに提出してください。
- マイナポータルを利用した電子申請でいつでも免除等が申請できます。

### <産前産後期間の国民健康保険料軽減>

#### 対象となる者

令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民年金保険被保険者

#### 受付期間

出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

#### 保険料軽減の概要

その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が減額されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

対象期間



#### 届出窓口

お住まいの市（区）役所の担当窓口